

## 登録電気工事業者 登録申請手続について

電気工事業を営もうとする者は、あらかじめ「電気工事業者」として、都道府県知事（場合によっては、経済産業大臣又は産業保安監督部長）の登録を受ける必要があります。

なお、この登録の有効期間は5年間です。5年経過後も引き続き電気工事業を営もうとするときは、更新登録の手続きが必要です。

申請にあたっては、次の書類が必要となります。

### 1 必要な申請書類

#### (1) 様式第1号 登録電気工事業者登録申請書

（山口県収入証紙22,000円分貼付。収入証紙は、県庁2F売店、県税事務所、市役所・町役場等で購入できます。日本政府発行の収入印紙（郵便局等で販売しているもの）とは異なりますので、ご注意ください。）

#### (2) 個人～様式第2号 誓約書 法人～様式第3号 誓約書

#### (3) 様式第4号 誓約書（主任電気工事士に係るもの）

申請書自身が電気工事士で主任電気工事士として営業所で業務を行う場合は不要。  
法人の場合はいかなる場合も必要。

#### (4) 様式第5号 主任電気工事士の雇用証明書

申請書自身が電気工事士で主任電気工事士として営業所で業務を行う場合は不要。  
法人の代表者自身が主任電気工事士として営業所で業務を行う場合も不要。

#### (5) 主任電気工事士等実務経験証明書

・登録申請者の従業員等である場合～様式第6号  
・他の電気工事業者の従業員等であった場合～様式第7号

主任電気工事士となる者が第2種電気工事士である場合は、第2種電気工事士免状取得後、一般用電気工作物等に係る電気工事に関し3年以上の実務に従事したことを証明する必要があります。

主任電気工事士が第1種電気工事士である場合は不要。

#### (6) 様式第8号 主任電気工事士等の電気工事士免状の写し

#### (7) 様式第12号 備付器具調書

### 2 受付期間

随时

### 3 提出先（書類は、持参または郵送により提出してください）

〒753-8501  
山口市滝町1番1号  
山口県 産業労働部 産業政策課 産業資源班  
TEL：(083) 933-3155